レンタル総合補償制度安心パック

お客様に、安心してお使いいただきたい。

コマツカスタマーサポートでは、レンタル機械のご利用期間中に万が一の事故が発生した場合に補償する、

コマツカスタマーサポートオリジナルの総合補償制度「安心パック」をご用意しました。

レンタル機械ご利用期間中に発生する様々な事故に幅広く対応できるよう、

当該制度の補償の一部は当社を保険契約者とする損害保険会社との契約により運営する制度です。

内容をよくご理解くださいますようお願い申し上げます。



コマツカスタマーサポート株式会社

レンタル総合補償制度

安心パック

お客様に、安心してお使いいただきたい。



補償料

機種ごとに 1 日当たりの金額が設定されております。補償期間全日数分を請求させて頂きます。 価格についてのお問い合わせは当社担当支店までお問い合わせください。

補償期間

当社出庫時から当社入庫時までの全日数を補償いたします。

お客様負担金

補償対象事故発生の際に1事故ごと、補償の目的ごとにお客様にご負担いただく金額です。

代表的な事例はそれぞれ「補償の対象となる主なもの」に記載しておりますが、詳細はコマツカスタマーサポート株式会社(以下、「当社」)と引受保険会社で締結しております「動産総合保険普通約款」「賠償責任保険普通約款」「自動車保険普通約款」等にて規定されている事項となりますので、詳しくは当社担当支店までお問い合わせください。

日本校自進制が、「指摘責任本校自進制が、「日勤主体校自進制が、「寺にて然だされている事項となりよりので、計りへは当代担当文店よでの同い自力でへださい。										
補償	での種類		補償の対象	補償内容			お客様負担金 (1事故につき)			
	自動車補償 登録ナンバー付機械	レンタカー	ダンプ・トラック 対人賠償 クレーン付車両 トラック式高所作業車 散水車 等 無制限		対物賠償無制限	人身傷害 3,000 万円	Oн			
賠償		建設機械	登録ナンバー付機械(自動車登録番号標付建設機械)							
補償	賠償責任補償 ●	建設機械	油圧ショベル ブルドーザ ローラ クローラダンプ 高所作業車 等	対人賠償対	Од					
		その他機械	発電機 コンプレッサ アタッチメント 小物機材類 等	1	事故 1億 円	9	Он			
動	車 (登録ナンバ						部分損・全損・盗難 一律 機種ごとに金額設定			
産補償	補		タカー及び、登録ナンバー付機械 录ナンバー無自走式機械 D他機械 等	レンタル中の当社 損害が発生した場 損害額の一部を社	1.1~44万円					
■ド□	ーンに関	する	補償	_						
K	賠償	CAA	ADTCONICTULICTION Draws	**	尚,人生了《吉井	2倍皿				

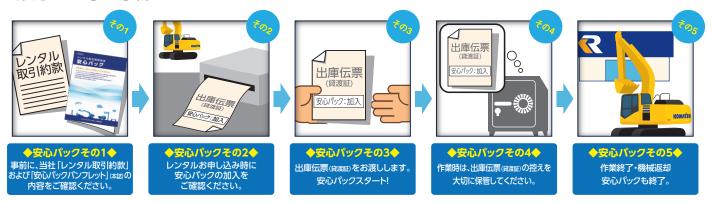
		ソる間頃		
ドローン	賠償責任補償	SMARTCONSTRUCTION Drone SMARTCONSTRUCTION Edge	対人賠償・対物賠償:合算で1事故 3億円 人格権侵害: 1事故1,000万円 1名100万円	O 円
補償	動産緩	SMARTCONSTRUCTION Drone	レンタル中の当社機械に、破損事故や盗難事故による	部分損・全損・盗難 一律
	建 (機 補 償	SMARTCONSTRUCTION Edge	損害が発生した場合、お客様がご負担する修理費など、 損害額の一部を補償致します。	11万円
		ツロクチ (エブロデノドロート)		

※旧名称 (エブリデイドローン)

※掲載のお客様負担金には消費税が含まれています。

◆お申し込み方法

「安心パック」は手続きもこんなにカンタン!!



※出庫伝票「貸渡証]に安心パック加入と記述されます。

◆安心パックの注意点

- ①安心パックは原則としてレンタル契約時のみご加入できます。
- ②これまでの支払い損害金・件数、現場状況等により安心パックの加入をお断りする場合もあります。
- ③警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合がありますので、車両での人身・対物事故は必ず関係各所への届け出をお願い致します。届け出が無い場合、補償の対象とならない場合があります。
- ④盗難事故の場合、警察へ届出いただき「盗難被害」として扱っていることが補償の前提となります。
- ⑤必要な運転・操作資格や講習、運転免許証を有しない方の操作による事故は補償の対象となりません。
- ⑥レンタル機械及び車両の修理については、当社指定工場で実施させていただきます。
- ⑦コマツカスタマーサポート レンタル総合補償制度「安心パック」は、予告なく内容を変更する場合がございます。

◆万が一の事故が起きた際の対応

①まずは負傷者の救護を!(119番)

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

②路上での二次災害、危険防止を!

二次災害が起きないよう、加害者・被害者双方の安全を確保し、移動が可能であれば車両・機械等は安全な場所へ移してエンジンを切ってください。

③警察へ事故の届け出を!(110番)

公道上での事故は全て警察署への事故の届け出を速やかに行って下さい。人身事故の場合は、「人身事故」の届け出が必要です。(届け出がないものは補償対応できません)

④ただちに当社担当支店へご連絡を!

事故の大小に関わらず、速やかに当社担当支店へ事故の報告を行って下さい。

その時点で分かっていることだけでも第一報として報告してください。報告が遅れた場合は補償対応出来かねます。 自動車事故 (ナンバー付車両)の場合、休日・夜間の際は自動車事故受付センターへご連絡ください。

三井住友海上事故受付センター 0120-258-365

※対物事故については損害物の写真撮影をお願いします。

自動車補償

(登録ナンバー付機械補償)

自動車補償(登録ナンバー付機械補償)について

ダンプやクレーン付トラック、高所作業車などのレンタカー及び、登録ナンバーが付いている建設機械で、 賠償責任事故が発生した場合に以下の3点がご利用出来ます。

<対人賠償責任補償>

登録ナンバー付機械 (車両) の事故により他人を死亡させたり、ケガをさせた場合、法律上の損害賠償責任に対して、対人賠償責任補償の定める補償範囲内で補償を受ける事が出来ます。

<対物賠償責任補償>

登録ナンバー付機械 (車両) の事故により他人の財物 (自動車・家屋など) を壊した場合、法律上の損害賠償責任に対して、対物賠償責任補償の定める補償範囲内で補償を受ける事が出来ます。

<人身傷害補償>

登録ナンバー付機械(車両)の運行中に起きた事故により搭乗中の方が亡くなられたり怪我をされた場合に生じる遺失利益や治療費などについて、1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに、人身傷害補償の定める補償範囲内で補償を受ける事が出来ます。

[自動車補償(登録ナンバー付機械補償)の対象となる主なもの]

- ●ご加入の車両の事故により、歩行者・相手自動車に乗車中の方・ご加入のお車に乗車中の方など他人を死傷させた場合
- ●ご加入の車両の事故により、自動車・家屋など他人の財物に損害を与えた場合
- ●ご加入の車両の事故により、ご加入のお車に搭乗中の方が死傷した場合

「自動車補償(登録ナンバー付機械補償)の対象とならない主なもの]

- ●安心パックに加入していない場合(出庫伝票 [貸渡証]の安心パック加入欄が未加入の場合)
- ●事故を起こしてただちに当社に連絡のない場合 (翌営業日中)
- ●当社に連絡ない場合の期間延長時に発生した損害
- ●警察への届出を怠った(事故証明がない)場合
- ●故意・重大な過失による損害
- ●同一現場、同一作業での複数回事故、危険行為による破損など、予見できた損害
- ●補償対象者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害
- ●補償対象者(法人であれば役員全員)の使用人が、補償対象者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害
- ●補償対象者の会社従業員およびその使用人の身体に与えた損害
- ●補償対象者が所有、使用、管理する財物(受託物含む)に生じた損害
- ●補償対象者と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社の同僚の場合
- ●事故に関わる間接損害(事故発生時の車両入替費用・代替車両のレンタル料金等)
- ●製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
- ●自動車補償(登録ナンバー付機械補償)にて取り決めている賠償額を超える分の損害
- ●地震もしくは噴火などの天災またはこれらによる津波によって生じた損害
- ●不正実行為 (窃盗・強盗・詐欺横領) により発生した事故
- ●差押え・徴発・没収・破壊等国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害
- ●人身損害補償における対象とならない主なもの
 - ・補償対象者が法令に定められた運転資格等を持たないで運転している場合。
 - ・補償対象者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で補償対象車両に搭乗中に生じた損害。

※その他損害保険会社が使用する保険約款で規定する免責事由に該当する場合は補償の対象となりません。

- ・自動車補償では引受保険会社が被害者との示談代行を行いますので、事故現場では示談を行わないで下さい。当社へ届出無しに示談された場合、補償できない場合がございます。
- ・適用までの調査・判断を引受保険会社主導にて行います。
- ・被害者との示談やお話し合いに当社は一切関与致しません。

賠償責任補償

(登録ナンバー無機械補償)

賠償責任補償(登録ナンバー無機械補償)について

油圧ショベルやブルドーザ等の登録ナンバーが無い自走式建設機械及び、発電機や機材等で作業中に、操作ミスによって第三者に対して損害が発生した場合、法律上の損害賠償責任に対して、賠償責任補償の定める補償範囲内で補償を受ける事が出来ます。

[賠償責任補償(登録ナンバー無機械補償)の対象となる主なもの]

- ●レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について第三者に対して負担すべき法律上の賠償責任
- ●賠償責任補償の範囲は対人・対物合算で1億円までの損害
- ●第三者の身体の障害または財物の滅失、破損もしくは汚損、棄損

[賠償責任補償 (登録ナンバー無機械補償) の対象とならない主なもの]

- ●安心パックに加入していない場合(出庫伝票「貸渡証」の安心パック加入欄が未加入の場合
- 事故を起こしてただちに当社に連絡のない場合(翌営業日中)
- ●当社に連絡ない場合の期間延長時に発生した損害
- ●故意・重大な過失による損害
- ●同一現場、同一作業での複数回事故、危険行為による破損など、予見できた損害
- ●製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
- ●補償対象者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害
- ●補償対象者(法人であれば役員全員)の使用人が、補償対象者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害
- ●補償対象者が所有、使用、管理する財物(受託物含む)に生じた損害
- ●補償対象者と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社の同僚の場合
- ●賠償責任補償(登録ナンバー無機械補償)にて取り決めている賠償額を超える分の損害
- ●航空機・自動車・船舶等の所有・使用・管理に起因する損害
- ●機械等の油、燃料などで汚染物質を流出し、公共水域(海・河川・湖沼・運河など)に与えた損害
- ●塵埃・騒音・核汚染などによって生じた損害
- ●地震もしくは噴火などの天災またはこれらによる津波によって生じた損害
- ●戦争・暴動・労働争議に起因する損害
- ●不正実行為(窃盗・強盗・詐欺横領)により発生した事故
- ●差押え・徴発・没収・破壊等国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害
- ●重大な法令違反によって生じた損害

※その他損害保険会社が使用する保険約款で規定する免責事由に該当する場合は補償の対象となりません。

- ・賠償責任補償では引受保険会社による示談代行はできませんが、事故の処理・対応に関するサポートは引受保険代理店が 補償内容に基づいて行いますので、当社へ届出無しに示談された場合、補償できない場合がございます。
- ・被害者との示談やお話し合いに当社は一切関与致しません。



動産補償・車両補償

(登録ナンバー付・無 共通)

動産補償・車両補償について

当社レンタル機を使用中、保管中、運送中、偶然な事故により機械が損傷した場合に補償を受ける事が出来ます。(機種ごとに補償料が設定されております。詳しくは当社担当支店へご確認下さい。)

[動産補償の対象となる主なもの]

- ●レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による損害
- ●レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難・いたずらによる損害
- ●レンタル機械の運送中の事故による損害
- ●レンタル機械の通常作業中で発生した事故による損害(定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故)

[動産補償の対象とならない主なもの]

- ●安心パックに加入していない場合(出庫伝票 [貸渡証]の安心パック加入欄が未加入の場合)
- ●現場状況等により安心パックの加入をお断りする場合もあります (トンネル内、危険度が高い現場、海辺で長期間使用する現場、山上等転落の可能性がある場所など)
- ●事故を起こしてただちに当社に連絡のない場合(翌営業日中)
- ●当社に連絡ない場合の期間延長時に発生した損害
- ●紛失または置き忘れによって生じた損害
- ●警察への届出が無い場合又は、警察に受理されない盗難事故
- ●故意・重大な過失による損害
- ●同一現場、同一作業での複数回事故、危険行為による破損など、予見できた損害
- ●ベルト、ホース類、クレーンのワイヤー、履帯(シュー)等他に接触する部分、バケットツース・油圧ブレーカのノミなどの刃または爪に相当する消耗品または消耗材
- ●自走式機械、自動車などの操作ミスによるクラッチ磨耗、その他摩耗
- ●清掃、始業前点検または調整等の未実施、作業上の過失または技術の拙劣によるエンジン焼付等の損害
- ●必要資格(各々レンタルの機械を操作するための資格)を有しない者の運転操作による事故の損害
- ●製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
- ●回避義務を怠った事による損害(適切な盗難防止処置、予報されている台風・大雨からの避難など)
- ●事故に関わる間接損害①(事故発生時の車両入替費用・代替車両のレンタル料金など)
- ●事故に関わる間接損害②(事故に関わる回送費用・転落事故などによる引き上げ費用・応急復旧費など)
- ●地震もしくは噴火などの天災またはこれらによる津波、またはこれらの類似の自然現象によって生じた損害
- ●戦争・暴動・労働争議に起因する損害
- ●不正実行為(窃盗・強盗・詐欺横領)により発生した事故
- ●差押え・徴発・没収・破壊等国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害
- ●重大な法令違反によって生じた損害 (無免許運転・酒気帯運転など)

※その他損害保険会社が使用する保険約款で規定する免責事由に該当する場合は補償の対象となりません。





・盗難被害の場合は、所轄警察署への届出日より30日経過した時点で車両が発見できない場合にお客様負担金をお支払いいただきます。

動産補償、車両補償におけるお客様負担金額

分 類	機種	お客様負担金
ミニ油圧ショベル	PC10MR~PC58UU	11~16.5万円
油圧ショベル	PC78US~PC450	16.5 ~ 44 万円
ブルドーザ	D20 クラス~ D85 クラス	16.5~33万円
ייאערכי	D155 クラス	44 万円
ホイールローダ	WA10~WA380	11~33万円
クローラダンプ	C10R~CD110R、HM300	5.5 ~ 44 万円
クローラクレーン	0.99t~4.9t 吊	16.5~33万円
環境関連機械	BR100JG ~ BR380JG 自走式ガラ処理機	22~38.5万円
道路機械	コンバインドローラ、タイヤローラ、モータグレーダ	16.5 ~ 33 万円
舗装機械	ミニフィニッシャ	22~33万円
小型転圧機	プレート、ランマー類	3.3~11万円

分 類	機種	お客様負担金
レンタカー	軽ダンプ、ダンプ、クレーン付トラック	5.5~16.5万円
高所作業車	9m~12m	16.5~22万円
エアーコンプレッサー	0.73m3 ~ 11.0m3	5.5~11 万円
発電機	2KVA ~ 200/220KVA	3.3~11 万円
小物機材	水中ポンプ、溶接機、投光機	1.1~11万円

- 1) 記載のものは代表的な機械の例です。詳しくは担当支店へご確認ください。
- 2) 掲載のお客様負担金には消費税が含まれています。

ドローン補償

(SMARTCONSTRUCTION Drone · SMARTCONSTRUCTION Edge)

ドローン補償について

ドローンに万が一の事故が発生した場合に補償する『安心パックドローン補償』をご用意させていただきました。 様々な事故が予想されるドローン測量を、毎日・安心してご利用いただくための補償制度です。 内容をご確認の上、ご利用くださるようお願い致します。

第三者への法律上の損害賠償に関わるリスク

賠償責任補償

[補償の対象となる主なもの]

ドローンの所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、使用者が法律上の損害賠償責任を負担する事故

[第三者に対する賠償事故の例]

- ■ドローンの操作ミスにより、通行人に接触し、怪我をさせてしまった。
- ■予定していた着地点に着地できず、ドローンが建物に落下し、 その建物を破損させてしまった。
- ■電線にドローンが引っ掛かり、撤去費用・復旧の損害費用が発生した。

[補償の対象とならない主なもの]

- ●安心パックに加入していない場合 (出庫伝票 [貸渡証]の安心パック加入欄が未加入の場合
- ●事故を起こしてただちに当社に連絡のない場合(翌営業日中)
- ●当社に連絡ない場合の期間延長時に発生した損害
- ●故意・重大な過失による損害
- ●同一現場、同一作業での複数回事故、危険行為による破損など、予見できた損害
- ●「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
- ●補償対象者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害
- ●補償対象者(法人であれば役員全員)の使用人が、補償対象者の業務に従事中に 被った身体の障害に起因する損害
- ●補償対象者が所有、使用、管理する財物(受託物含む)に生じた損害
- ●補償対象者と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社の同 僚の場合
- ●賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害
- ●航空機・自動車・船舶等の所有・使用・管理に起因する損害
- ●機械等の油、燃料などで汚染物質を流出し、公共水域(海・河川・湖沼・運河など) に与えた損害
- ●塵埃・騒音・核汚染などによって生じた損害
- ●地震もしくは噴火などの天災またはこれらによる津波によって生じた損害
- ●戦争・暴動・労働争議に起因する損害
- ●不正実行為(窃盗・強盗・詐欺横領)により発生した事故
- ●差押え・徴発・没収・破壊等国または公共団体などの公権力の行使によって生じ た場実
- ●重大な法令違反によって生じた損害 (道路・公道にて警察に使用許可申請を行っていない場合、航空法に定めるルール に違反した場合など)

※その他損害保険会社が使用する保険約款で規定する免責事由に該当する場合は補償の対象となりません。

機体に関わるリスク

動産補償(機体補償)

[補償の対象となる主なもの]

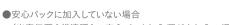
レンタル期間中にドローンに生じた、不測かつ突発的な事故

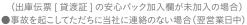
- (例)・墜落や他物との接触
 - ・火災、落雷、爆発
 - ・外部からの物体の飛来または衝突
 - ・盗難、いたずら等

[動産事故の例]

- ■ドローンの着陸時に機体が損壊した。
- ■操縦中のドローンが落雷を受けて機体が損傷した。
- ■ドローンを事務所で保管中、何者かに盗まれてしまった。
- ■建機の振動で EdgeBox が倒れ故障した。

[補償の対象とならない主なもの]

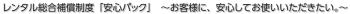




- ●当社に連絡ない場合の期間延長時に発生した損害
- ●警察への届出が無い場合又は、警察に受理されない盗難事故
- ●当社の認定を受けていない者の運転操作による事故の損害
- ●操縦中のドローンの行方がわからなくなり、ドローンの所在が特定できないことによる 損害
- ●ドローンに加工を施し、加工着手後に生じた損害
- ●ブレードに単独で生じた損害
- ●「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
- ●故意・重大な過失による損害
- ●危険行為による破損など、予見できた損害
- ●回避義務を怠った事による損害 (適切な盗難防止処置、予報されている台風・大雨からの避難など)
- ●事故に関わる間接損害

(事故に関わる回送費用・転落事故などによる引き上げ費用・応急復旧費など)

- ●地震もしくは噴火などの天災またはこれらによる津波、またはこれらの類似の自然現象によって生じた損害
- ●戦争・暴動・労働争議に起因する損害
- ●不正実行為(窃盗・強盗・詐欺横領)により発生した事故
- ●差押え・徴発・没収・破壊等国または公共団体などの公権力の行使によって生じ た場実
- ●重大な法令違反によって生じた損害 (道路・公道にて警察に使用許可申請を行っていない場合、航空法に定めるルール に違反した場合など)
- ※その他損害保険会社が使用する保険約款で規定する免責事由に該当する場合は補償の対象となりません。



コマツカスタマーサポート 事故連絡書(車両事故)

±√ 5 +¥ 6						お客様担当	当者氏名					
お客様名					ì	連絡可能な	電話番号					
事故発生日		年	月	日	曜日	午前	・午後		時		分頃	
レンタル機情報	車種名				登録No	o. または 管	理No.					
安心パック	当社補償制度	「安心パッ	ク」加入状況	(いずれかに(を付けて	てください	١)		加入	•	未加入	
レンタル機 使用会社名						様との関係 請・下請け						
	氏名					生年月日			白	F	月	日
運転者情報	免許証No.				同乗	者氏名						
Æ#A H IR TK	その他必要資格	#	無 有	資格証種類:								
	個人情報の利用	について同	意する	お客様の個人情関係機関への研究機関への研究機関への研究機関への研究						の照会	等の事実関係	の調査や
事故発生場所(住所)												
	■事故概要・負	傷者の状況	・レンタル機の	損傷状況等								
事故状況												
※オイル、燃料漏れの有無、 及び周辺環境への影響の 有無を確認してください												
							※事故機	・周囲	の状況がわた	かる写真	真をお願いいた	こします 。
安全対策状況	■シートベルト	着用 無	有	その他補足:								
警察への届出	無 有	※右欄記	:載 届出先(受理)	No.)		(1)	10 .)	届出日			

- ※盗難・公道上での事故は警察への届出が必須です。
- ※事故発生後、即日ご連絡いただけない場合は、当社のレンタル総合補償制度「安心パック」が適用できない場合がございます。
- 安心パックの詳細は当社ホームページでご確認ください。
- 安心パックご利用希望の場合は、別途「安心パック適用申請書」をご提出いただくこととなります。

以下 事故の相手方がいない場合は記入不要です

	無	有	※有の場合下記記載	※レン	ノタル機で他の)構造物等を破損し	た際に記入してください
	損害物						
→ 1 ///→ R文 //学	損害状況	₹					
対物賠償 (相手方)	損害物の所	有者				連絡先TEL	
	その他情: ※機種・年式・修:						
							※損害物の状況がわかる写真をお願いいたします。
	無	有	※有の場合下記記載	※受傷	層者が複数の場	場合傷害程度の欄に	記入してください。
	無 受傷者氏		※有の場合下記記載	※受像 年齢	易者が複数の 場	合傷害程度の欄に お客様との関係	記入してください。
対人賠償 人身傷害		名	※有の場合下記記載		易者が複数の 場		記入してください。
	受傷者氏	名	※有の場合下記記載		易者が複数の場		記入してください。

レンタカー事故緊急連絡先(土日夜間対応窓口)三井住友海上保険株式会社事故受付センター

コマツカスタマーサポート 事故連絡書

1						お客様担当者	 氏名		
お客様名					通	連絡可能な電	話番号		
事故発生日		年	月	日	曜日	午前・	午後	時	分頃
レンタル機情報	機械名				機番	または 管理N	0.		
安心パック	当社補償制度	「安心パック	」加入状況	(いずれかに○	を付けて	ください)		加入·	未加入
レンタル機 使用会社名						様との関係性 青・下請け等)			
	氏名				運転者	当補足事項等	i:		
オペレータ・	生年月日		年	月 日		※資格証コ	ピー添付の場	合は、氏名のみ	は記載で結構です。
運転者情報	資格証保有·種類	無	有	種類:					
	個人情報の利用	について同意	する	お客様の個人情 関係機関への確					会等の事実関係の調査や
事故発生場所(住所)									
	■事故概要・負債	傷者の状況・	レンタル機の排	員傷状況等					
事故状況									
※オイル、燃料漏れの有無、 及び周辺環境への影響の 有無を確認してください									
						•	※事故機・周囲	の状況がわかる	写真をお願いいたします。
安全対策状況	■シートベルト	着用 無	有	■ヘルメット剤	新 第用 第	無有	その他	2補足:	
警察への届出	無 有	※右欄記載	届出先(受理No	0.)		(No.)	届出日	

安心パックの詳細は当社ホームページでご確認ください。

安心パックご利用希望の場合は、別途「安心パック適用申請書」をご提出いただくこととなります。

以下 事故の相手方がいない場合は記入不要です

	無	有	※有の場合下記記載	※レン	タル機で他σ)構造物等を破損し	た際に記入してください
	損害物						
対物賠償	損害状況	₹					
刈 物 后 順 (相手方)	損害物の所	有者				連絡先TEL	
	その他情報 ※機種·年式·修理先等						
	※ ′ 依催· 牛八· 修 庄 元 寺						※損害物の状況がわかる写真をお願いいたします。
	無	有	※有の場合下記記載	※受傷	暑者が複数の場	場合傷害程度の欄に	記入してください。
	受傷者氏	名		年齢		お客様との関係	
対人賠償人身傷害	傷害程度補足情報						
(相手方)	連絡先名	3				受傷者との関係	
	連絡先 TE	:L1				連絡先 TEL2	

[※]盗難・公道上での事故は警察への届出が必須です。

[※]事故発生後、即日ご連絡いただけない場合は、当社のレンタル総合補償制度「安心パック」が適用できない場合がございます。

必要資格一覧表

		機構	或 区 分		資格区分	公道上での運転資格
油圧シ	/ョベル(ク	'ローラ式)	機体質量3t未満機体質量3t以上	特別教育 技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	
	アームクレーン付き		最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満 最大吊上げ荷重1t以上5t未満	特別教育 技能講習	小型移動式クレーン	
	解体アタ	ッチメント	機体質量3t未満機体質量3t以上	特別教育 技能講習	車両系建設機械(解体用)	
ホイー	-ルローダ		機体質量3t未満機体質量3t以上	特別教育 技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	小型特殊及び 大型特殊免許
ブルド	ニザ		機体質量3t未満機体質量3t以上	特別教育技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	
モータ	7グレーダ		機体質量3t以上	技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	大型特殊免許
<i>7</i> □− 1	ラダンプ / タ <i>-</i>	イヤキャリア	最大積載量1t未満 最大積載量1t以上	特別教育 技能講習	不整地運搬車	小型特殊及び 大型特殊免許
_	5 (振動 / 彡	タイヤ / マカ	カダム)	特別教育	締め固め用機械	小型特殊及び大型特殊免許
クロー	-ラクレーン	**	最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満 最大吊上げ荷重1t以上5t未満	特別教育技能講習	小型移動式クレーン	
自走式	尤土質改良	幾 ※	最大吊上げ荷重1t以上5t未満 機 体 質 量 3 t 以 上	技能講習	小型移動式クレーン 車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削)	
クレー	・ン付トラッ:	ク*	最大吊上げ荷重1t以上5t未満	技能講習	小型移動式クレーン	中型免許及び大型免許
高所作	F業車		作業床高さ2m以上10m未満 作業床高さ10m以上	特別教育 技能講習	高所作業車	普通免許及び中型免許 (車両搭載車)
フォー	クリフト		最大荷重1t未満最大荷重1t以上	特別教育技能講習	フォークリフト	小型特殊及び 大型特殊免許
玉掛作業*			最大吊上げ荷重1t未満 最大吊上げ荷重1t以上	特別教育 技能講習	玉掛	
		グラップ	ル / ハーベスタ / プロセッサ	特別教育	車両系木材伐出機械(伐木等機械の運転業務)	
林業機	終械系	フォワー:	D "	特別教育	車両系木材伐出機械(走行集材機械の運転業務)	
אויאריויוי	≈ 1/30/1N	スイング	ヤーダ	特別教育	車両系木材伐出機械(簡易架線集材装置等の運転業務)	
				特別教育	車両系木材伐出機械(伐木等機械の運転業務)	

※クレーン作業に当たり、玉掛作業者は吊り上げ荷重の区分により「玉掛技能講習」「玉掛特別教育」の修了証が必要です。 ※法改正等により、必要運転資格や機械区分等が変更になる場合がございます。

2020年10月1日改定 2021年4月1日第2版 このレンタル補償制度の内容については、予告なく変更する場合がございます。

